

定期（財務）監査・行政監査及び定期（工事）監査の結果を公表しました

川崎市監査委員が令和 6 年度第 2 回定期（財務）監査・行政監査及び定期（工事）監査の結果を本日付けで公表しましたので、お知らせします。

定期（財務）監査・行政監査の対象は 4 局、定期（工事）監査の対象は 8 局区で、事務の一部に改善を要する事項がありました（定期（財務）監査：26 件、行政監査：11 件、定期（工事）監査：4 件）。

1 監査の対象

（1）第 2 回定期（財務）監査・行政監査

経済労働局、こども未来局、まちづくり局及び病院局

（2）第 2 回定期（工事）監査

総務企画局及び区役所

2 監査の範囲

（1）第 2 回定期（財務）監査・行政監査

令和 5 年度及び令和 6 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに情報管理に関する事務等の執行

（2）第 2 回定期（工事）監査

令和 4 年度及び令和 5 年度に完了した工事及び設計等業務委託
対象件数 677 件、抽出件数 60 件

3 監査の期間

（1）第 2 回定期（財務）監査・行政監査

令和 6 年 12 月 2 日から令和 7 年 3 月 3 日まで

（2）第 2 回定期（工事）監査

令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 日まで

4 公 表 日

令和 7 年 3 月 2 5 日（火）

問合せ先

○定期（財務）監査について

川崎市監査事務局財務監査課 藤田 啓二

電 話 044-200-3443

○行政監査について

川崎市監査事務局行政監査課 藤田 秀幸

電 話 044-200-3437

○定期（工事）監査について

川崎市監査事務局財務監査課 真鍋 輝好

電 話 044-200-3449

5 第2回定期（財務）監査・行政監査の結果

（１）定期（財務）監査

事務の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指 摘 事 項	軽易な指摘事項	合 計
定期（財務）監査	1 2 件	1 4 件	2 6 件

（指摘の概要）

指摘事項	概 要	対象局	公表文 ページ
ア 調定手続を適正に行うべきもの	未収金となっている調定について、誤調定を更正していなかった事例	病院局	P 2
イ 納付金の請求を適正に行うべきもの	有効期間を経過した特定計量器を使用して、納付金を請求していた事例	経済労働局	P 3
ウ 戻入未済に係る調定手続を適正に行うべきもの	出納閉鎖後の戻入未済分について、現年度の歳入として調定を行っていなかった事例	こども未来局	P 3
エ 徴収手続を適正に行うべきもの	貸付料について、規則等に定める期限内に納付させていなかった事例	こども未来局 病院局	P 3
	使用許可に附帯する光熱水費について、覚書に定める期限内に納付させていなかった事例	病院局	
オ 督促手続を適正に行うべきもの	督促状を発していなかった事例	病院局	P 5
カ 不納欠損処分の手続を適正に行うべきもの	不納欠損処分の手続を行っていなかった事例	病院局	P 5
キ 予算執行伺の手続を適正に行うべきもの	日付を遡って処理していた事例	経済労働局 こども未来局	P 5
ク 補償金の算定を適正に行うべきもの	補償金の算定が過大となっていた事例	経済労働局	P 6
ケ 補助金の算定を適正に行うべきもの	通訳翻訳費に係る消費税を補助対象経費に計上していた事例及び補助対象経費への該当が不明確な経費を全額補助対象経費に計上していた事例	経済労働局	P 7
	消費税の端数処理により補助単価の上限を超えて算定を行っていた事例	こども未来局	
コ 所得税の源泉徴収事務を適正に行うべきもの	委員報酬について、所得税法によると給与等に該当するものの、報酬として源泉徴収を行っていた事例	まちづくり局	P 7
サ 産業廃棄物の処理に係る手続を適正に行うべきもの	契約書に法令で定める条項が含まれず、かつ、省令で定める書面も添付されていなかった事例	こども未来局	P 8
シ 再委託に係る事務を適正に行うべきもの	再委託に係る申請が口頭により行われ、承諾していた事例	経済労働局	P 8
	受注者があらかじめ市の承諾を受けずに業務の一部を再委託していた事例	病院局	

ス その他軽易な事項であるが改善を要するもの		対象局	公表文 ページ
(ア)	領収書受払簿を作成すべきもの	経済労働局	P 9
(イ)	収納金の払込手続を適正に行うべきもの	こども未来局	P 9
(ウ)	補填金の算定を正確に行うべきもの	こども未来局	P 9
(エ)	支払期限内に支出すべきもの	経済労働局	P 9
(オ)	支出に関する証拠書類の取扱いを適正に行うべきもの	経済労働局	P 1 0
(カ)	特定調達契約に係る手続を適正に行うべきもの	こども未来局 病院局	P 1 0
(キ)	請書の確認を適正に行うべきもの	こども未来局	P 1 0
(ク)	再委託に係る承諾手続を適正に行うべきもの	経済労働局	P 1 0
(ケ)	検査確認を適正に行うべきもの	病院局	P 1 1
(コ)	公有財産の管理に係る手続を適正に行うべきもの	経済労働局	P 1 1
(サ)	固定資産の管理を適正に行うべきもの	病院局	P 1 1
(シ)	備品の管理を適正に行うべきもの	経済労働局 こども未来局 まちづくり局	P 1 1
(ス)	消耗品の管理を適正に行うべきもの	経済労働局 こども未来局 まちづくり局	P 1 2
(セ)	金銭取扱印の管理を適正に行うべきもの	こども未来局	P 1 2

(2) 行政監査

事務の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指 摘 事 項
行政監査	1 1 件

(指摘の概要)

指摘事項	概 要	対象局	公表文 ページ
ア 情報管理に関する事務			
(ア) 契約書又は協定書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項を添付すべきもの	契約書又は協定書に個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項が添付されていなかった事例	こども未来局 まちづくり局 病院局	P 1 3
(イ) 個人情報を取り扱う業務の再委託に係る事務を適正に行うべきもの	事前に市の書面による再委託の許諾がなされていなかった事例	まちづくり局 病院局	P 1 4
(ウ) 特定個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づく事務を適正に行うべきもの	特定個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者の書面による報告がされていなかった事例	こども未来局 まちづくり局	P 1 5
	特定個人情報を取り扱う場所の書面による報告がされていなかった事例	こども未来局 まちづくり局	
	委託先に対して、監査又は検査を行っていない事例	こども未来局	

(エ) 機密保持等に関する事務を適正に行うべきもの	機密保持等に関する誓約書を提出させていなかった事例	経済労働局 こども未来局 まちづくり局	P 1 6
(オ) 情報の貸与に関する事務を適正に行うべきもの	受渡票等の書類が用いられていなかった事例	こども未来局 まちづくり局 病院局	P 1 7
(カ) 情報の返却又は廃棄の確認に関する事務を適正に行うべきもの	委託業務又は指定管理業務終了後に、情報を確実に返却又は廃棄されたことを書面により確認していなかった事例	経済労働局 こども未来局 まちづくり局 病院局	P 1 8
(キ) U S Bメモリの利用記録を作成すべきもの	U S Bメモリの利用記録が作成されていなかった事例	経済労働局 病院局	P 1 9
(ク) 情報システムの機器の廃棄を適正に行うべきもの	保存されている情報を確実に消去、判読不能な状態とせず、委託事業者にパーソナルコンピュータを引き渡していた事例	こども未来局	P 1 9
イ 庁用自動車等の管理に関する事務			
(ア) 安全運転管理者の選任を行うべきもの	一定台数以上の自動車を使用するにもかかわらず、安全運転管理者の選任を行っていなかった事例	こども未来局	P 2 0
(イ) 庁用自動車の使用の本拠の位置の申請を適正に行うべきもの	庁用自動車の新規登録を受ける際に、使用の本拠の位置の記載を誤り、申請が適正に行われていなかった事例	まちづくり局	P 2 0
	庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、使用の本拠の位置の変更登録の申請を法令で定められた期限までに行っていない事例	こども未来局	
(ウ) 庁用自動車の保管場所の位置の申請等を適正に行うべきもの	庁用自動車の新規登録を受ける際に、当該自動車を通常保管する場所と異なる場所を保管場所として申請を行った事例	病院局	P 2 1
	庁用自動車の配置換えをしたにもかかわらず、保管場所の位置の変更の届出を法令で定められた期限までに行っていない事例	こども未来局	

6 第2回定期（工事）監査の結果

工事の一部に次のとおり改善を要する事項があった。

監査の種類	指摘事項	軽易な指摘事項	合計
定期（工事）監査	3 件	1 件	4 件

（指摘の概要）

指摘事項	概要	対象局	公表文ページ
(1) クレーン作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの	クレーン作業時において、つり荷の下に作業員が立ち入っていた事例	高津区役所	P 2 5

(2) 切削作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの	切削くずを飛散させるおそれのある工具の使用時において、保護めがねを着用していなかった事例	高津区役所 宮前区役所 多摩区役所	P 2 6
(3) 高所作業時の安全に関する指導を適切に行うべきもの	高所作業時の墜落防止措置の徹底がなされていなかった事例	高津区役所	P 2 6

(4) その他軽易な事項であるが改善を要するもの		対象局	公表文 ページ
ア	石綿含有に係る調査が行われていなかったもの	川崎区役所 多摩区役所	P 2 7

※第2回定期（財務）監査・行政監査結果の公表文は、川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000045479.html>



市 HP〔定期（財務）監査・行政監査〕

※第2回定期（工事）監査結果の公表文は、川崎市ホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawasaki.jp/920/page/0000045490.html>



市 HP〔定期（工事）監査〕